

生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者実態調査）の

基本骨格（案）について

1. 調査の目的

障害者自立支援法廃止後の制度の谷間を生まない「障害者総合福祉法」（仮

称）の実施等の検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者（これまでの法

制度では支援の対象とならない者を含む。）の生活実態とニーズを把握する。

2. 調査の方法等

<調査の目的、内容等の広報>

- 調査の意義、目的、内容等について事前に幅広い広報を行う。

【考えられる広報】

- ・厚生労働省HPでの広報、マスコミへの周知
- ・ポスターを作成し、市役所等での掲示を依頼
- ・自治体の広報紙等においてお知らせすることを依頼

<相談窓口の整備>

- 本調査に関連して質問・相談できる窓口を自治体において設置する。また、相談窓口があることを調査対象者に周知する。

<「調査への協力のお願い」の事前配布等>

○ 訪問の一定期間前に「調査への協力のお願い」の文書を調査地区内の全

世帯に配布する。当該文書において、調査の目的、調査の重要性、秘密保持、

回答の任意性、拒否の権利とそれによる不利益を被らないこと、目的外使用

はしないことについて、より丁寧に説明する。

また、各自治体において、訪問自体を拒否したい場合には上記の窓口ま

で連絡していただくことを依頼。また、希望に応じて調査票を郵送等で取り

寄せられるようにする。

<訪問調査員の質の確保>

○ 調査の手引きにおいて、調査にあたって特に留意する点として以下の内

容を提示する。

・ 調査の趣旨を十分に説明し、調査対象者はいないと言われたら対象としない。

・ 調査は無記名であること。

・ 調査票は、本人が自ら記入し、郵送により回収することが原則。

・ 答えたくないことは、無理に答えなくてもよい。

・ 個人の秘密は絶対に守る。

・ 調査票に記入した内容は統計上の目的以外に使用しない。

・ 調査によって、現在受けているサービスについて、回答者の不利益になる

ことはない。

- 訪問による調査票配布に伴い起こりやすいトラブルを具体的に検討し、その場合にどのように対応するか、対応例を作成し、調査の手引きに掲載する。

＜調査方法＞

- 調査員が調査地区内の世帯を訪問し、本調査の対象者が、身体障害のある方、知的障害のある方その他生活のしづらさなどがある方（日常生活に支障が生じている方）であることを説明し、調査対象者がいる場合は、調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼する。（自計郵送方式。）
- その際、調査の目的、調査の重要性、秘密保持、回答の任意性、拒否の権利とそれによる不利益を被らないこと、目的外使用はしないことについて、より丁寧に説明する。

＜適切な記入の支援の実施＞

- 調査票は原則、調査対象者本人が記入する。
- 必要に応じて、適切な記入の支援を実施。また、支援が受けられることについて、丁寧に説明を行う。
 - ・ 視覚障害者の方に対して、希望に応じて点字版または拡大文字版の調査票を配布
 - ・ 調査対象者が聴覚・言語・音声機能障害者である場合は、手話通訳者

は けん の派遣について はいりよ 配慮

- しょうがい じょうきょう ほんにん き にゆう ば あい ほんにん き ぼう おう だい
・ 障害の状況により本人が記入できない場合、本人の希望に応じて、代

ひつ
筆

3. ちょうさ ないよう 調査の内容

(1) ちょうさ ないよう けんとう あ かんが かつ 調査の内容を検討するに当たっての考 え方

こんかい じつたいちょうさ あたら そうごうてき ふくし せいど たいしょうしゃ あき
今回の実態調査については、新しい総合的な福祉制度の対象者が明らか
でないことから、その調査対象となる範囲を幅広く設定することが適当で
ある。また、このような調査の基本的な性格の下で、障害の状況に対応し
たサービス提供のあり方の検討に資する調査とするためには、障害の状態
その他の調査対象者の基本的な属性と必要とされる支援内容との関連につ
いて分析が可能となるような調査項目の設定が必要である。

(2) ぐ たいてき ちょうさ こうもく ひつようせい 具体的な調査項目とその必要性

① かいとうしゃ き ほんてきぞくせい かん ちょうさ こうもく ①回答者の基本的属性に関する調査項目

ちょうさ こうもく 調 査 項 目	ぐ たいてき ちょうさ ないよう 具 体 的 な 調 査 内 容	ひつようせい 必 要 性
----------------------	-------------------------------------	-----------------

<p>しょうがい じょう 障 害 の 状 況</p>	<p>しょうがい じょうたいおよ ともな にちじょうせい ・障 害 の 状 態 及 び そ れ に 伴 う 日 常 生 かつまた しゃかいせいかつじょう し しょう いて 活 又 は 社 会 生 活 上 の 支 障 に つ い て 一 ていていど ぶんるい せんたくし しめ せんたく 定 程 度 分 類 し た 選 択 肢 を 示 し て 選 択 (しょうがい ちょうふくじょうたい ちょうき 障 害 の 重 複 状 態 に つ い て も 調 査)</p>	<p>しょうがい じょうたいおよ ・障 害 の 状 態 及 び そ れ ともな にちじょうせいかつまた に 伴 う 日 常 生 活 又 は しゃかいせいかつじょう し しょう 社 会 生 活 上 の 支 障 の ていど ぶんせき 程 度 に つ い て 分 析 す る た め に 必 要</p>
<p>しょうがい げんいん 障 害 の 原 因 等</p>	<p>しょうがい げんいん せんたくし しめ ・障 害 の 原 因 に つ い て 選 択 肢 を 示 し て めいしょう せんたく 名 称 を 選 択 めいしょう れい せきついそんしょう とうごうしつちょうしょう (名 称 の 例 : 脊 椎 損 傷 、 統 合 失 調 症 等) ほつき しょうじょう だんぞくてき しょう ・発 作 な ど 症 状 が 断 続 的 に 生 じ る も の に つ い て は そ の 頻 度</p>	<p>しょうがい じょうきょう ぶんるい ・障 害 の 状 況 を 分 類 する ため に 必 要</p>
<p>にち じょう せい かつ 日 常 生 活 また しゃかいせい 又 は 社 会 生 かつ じょう し 活 上 の 支 しょう しょう 障 が 生 じ た ねんれい 年 齢</p>	<p>しょうがい ともな にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ ・障 害 に 伴 う 日 常 生 活 又 は 社 会 生 じょう し しょう しょう ねんれい 活 上 の 支 障 を 生 じ る こ と と な っ た 年 齢</p>	<p>しょうがい けいぞくき かん ・障 害 の 継 続 期 間 に よ り、 福 祉 サ ー ビ ス の 利 用 じょうきょう り ようき ぼうとう 状 況 や 利 用 希 望 等 に さ がある の か 検 証 す る た め に 必 要</p>

<p>にち じょう せい かつ 日 常 生 活</p> <p>また しゃ かい せい 又 は 社 会 生</p> <p>かつ じょう し 活 上 の 支</p> <p>しょう はっせいひん 障 の 発 生 頻</p> <p>ど 度</p>	<p>にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつじょう ししょう ・日常 生活又は社会生活上 の支障 が</p> <p>はっせい ひんど せんたく 発 生 する 頻 度 を 選 択</p> <p>まいにち しゅう かい とう (毎 日、週 ○回、等)</p>	<p>にちじょうせいかつまた しゃかいせい ・日常 生活又は社会生</p> <p>かつ せいげん ていど め やす 活 の 制 限 の 程 度 の 目 安</p> <p>かくにん ひつよう と して 確 認 が 必 要</p>
<p>ねん れい およ せい 年 齢 及 び 性</p> <p>べつ 別</p>	<p>ねん れい さい およ だんじょ べつ ・年 齢 (○歳) 及 び 男 女 の 別</p>	<p>ちょうき たいしょうしゃ ねん れい ・調 査 対 象 者 の 年 齢</p> <p>こうせいとう はあく 構 成 等 に つ い て 把 握 する</p> <p>ひつよう こ と が 必 要</p>
<p>きょ じゅう けい たい 居 住 形 態</p> <p>およ どう きょ しゃ 及 び 同 居 者</p> <p>じょうきょう の 状 況</p>	<p>きょじゅうけいたい じたく とう べつ どう ・居 住 形 態 (自 宅、GH・CH等 の 別)、同</p> <p>きょしゃ ほんにん かんけい 居 住 者 の 本 人 と の 関 係</p>	<p>きょじゅうけいたい どうきょしゃ ・居 住 形 態、同 居 者 の</p> <p>じょうきょう ふくし 状 況 と 福 祉 サ ー ビ ス の</p> <p>り ようじょうきょう かんけいとう 利 用 状 況 と の 関 係 等</p> <p>けんしょう おこな の 検 証 を 行 う た め に</p> <p>ひつよう 必 要</p>
<p>しょう がい しゃ て 障 害 者 手</p> <p>ちょうとう しゅるい 帳 等 の 種 類</p>	<p>しんたいしょうがいしゃて ちょう しょうがい しゅるい とう ・身 体 障 害 者 手 帳 (障 害 の 種 類、等</p> <p>きゅうべつ りょういくて ちょう ていど べつ せいしんしょう 級 別)、療 育 手 帳 (程 度 別)、精 神 障</p> <p>がいしゃほ けんふくして ちょう ていど べつ とくでいしつかん 害 者 保 健 福 祉 手 帳 (程 度 別)、特 定 疾 患</p> <p>い りょうじゅきゅうしゃしょう しょうに まんせいとくでいしつかん 医 療 受 給 者 症、小 児 慢 性 特 定 疾 患</p>	<p>しょうがい もの ・障 害 の あ る 者 が ど の</p> <p>ていど げんこうせいど し 程 度、現 行 制 度 に よ る 支</p> <p>えん たいしょう 援 の 対 象 と な っ て い る</p> <p>とう けんしょう か 等 に つ い て 検 証 する</p>

	<p>い りょうじゆしんけん う む 医療 受診券の有無</p> <p>しょうがいいていど く ぶんまた ようかいご にんてい じょう ・障 害程度区分又は要介護認定の状</p> <p>きょう 況</p>	<p>ひつよう ために必要。</p>
<p>しゅうにゆう じょう 収 入 の状</p> <p>きょう 況</p>	<p>かげつあ しゅうにゆうちわけ き さい しゅう ・1ヶ月当たりの収 入 内訳を記載(就</p> <p>ろうしゅうにゆう えん こうてきねんきん えん て あて 労収 入 ○円、公的年金○円、手当○</p> <p>えんとう 円等)</p>	<p>しゅうにゆう げんじょう は あく ・収 入 の現状 を把握</p> <p>ひつよう するために必要</p>
<p>か ぜいじょう きょう 課 税 状 況</p> <p>とう 等</p>	<p>しょとくぜい じゅうみんぜい か ぜいじょうきょう せいかつ ・所得税・住 民税の課税状 況、生活</p> <p>ほ ご じゆきゅう う む とう 保護受給 の有無等</p>	<p>しゅうにゆうじょうきょう ほ かん ・収 入 状 況 を補完す</p> <p>じょうほう ひつよう る情 報として必要</p>
<p>し しゅつ じょう 支 出 の状</p> <p>きょう 況</p>	<p>かげつあ し しゅつちわけ き さい い りょう ・1ヶ月当たりの支出 内訳を記載(医療</p> <p>ひ えん ふくし り ようしゃふ たん えん 費○円、福祉サービス利用者負担○円(う</p> <p>しよくひ とうじっぴ ふ たん えん り よう ち食 費等実費負担○円、サービス利用</p> <p>りょう えん や ちん えんとう 料 ○円)、家賃○円等)</p>	<p>しゅうにゆう たい し しゅつ ・収 入 に対する支出</p> <p>じょうきょう は あく 状 況 を把握するために</p> <p>ひつよう 必要</p>
<p>につちゅう かつどう 日 中 の活動</p> <p>じょうきょうとう 状 況 等</p>	<p>につちゅう おも かつどうないよう れい しめ ・日 中 の主な活動内容について例を示</p> <p>せんたく しゅうろう しゅうがく きよたくとう して選択(就 労、就 学、居宅等)</p> <p>がいしゅつ じょうきょう ・外 出 の状 況</p>	<p>につちゅう かつどうじょうきょうとう ・日 中 の活動状 況 等</p> <p>は あく ひつよう の把握のために必要</p>

②現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス

<p>しょうがいふくし 障 害福祉サ ービス等 の りょうじょうきょう 利用状 況</p>	<p>きょたくかいご せいかつかいご た しょうがいふく ・居宅介護、生活介護その他の障 害福 祉サービスや介護保険サービス等の利用 う む およ り ょうりょうとう の有無及び利用量 等</p>	<p>り ・どのようなサービスを利 用しているのか現状 を はあく ひつよう 把握するために必要</p>
<p>しょうがいふくし 障 害福祉サ ービス等 の きぼう 希望</p>	<p>りょう きぼう ・利用を希望するサービスの内容及び量 きょたくな い かいご とう し えん がいしゅつじ し (居宅内の介護等の支援、外出 時の支 援、日中 の介護、就 労の支援、生活の ぼ とう 場等)</p>	<p>り ・どのようなサービスにど の程度の利用希望がある はあく ひつよう のか把握するために必要</p>

<p>た その他</p>	<p>こんごく げしよ こま ・今後暮らしたい場所、困っていること、 そうだんあいて とう 相談相手等</p>	<p>こんご ・今後どこで暮らしたい か等を把握するために必 よう 要</p>
------------------	---	---

(3) 調査票案について

ちょうさ ひょうあん へいせい ねんど こうせいろうどうか がくけんきゅう しょうがいしゃ せいかつ
調査票案については、平成22年度に厚生労働科学研究「障害者の生活

じつたいおよ とう はあく ちょうさ しゅほう かいはつ かん けんきゅう けんきゅうはん
実態及びニーズ等を把握するための調査手法の開発に関する研究」研究班

けんきゆうだいひょうしや へいや まさあきに ほんし やかいじ ぎょうだいがくじゆんきょうじゆ じっし し こう
(研究代表者：平野方紹日本社会事業大学准教授) により実施された試行

ちようさ ちようさ ひよう べってん き ほん
調査の調査票 (別添) を基本とする。

(4) 調査対象者の範囲について

しょうがいし やけんり じようやくだい じよう ふ こんかい ちようさ たいしょうしや い か
障害者権利条約第1条を踏まえ、今回の調査の対象者については、以下の
とおりとする。

さんこう しょうがいし やけんり じようやくだい じよう せいふ かりやくばっすい
【参考1】障害者権利条約第1条 (政府仮訳抜粋)

しょうがいしや ちようき てき しんたいてき せいしんてき ち てきまた かんかくてき しょうがい ゆう
「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有するもので
あって、様々な障壁との相互作用により他のものと平等に社会に完全かつ効果的
に参加することを妨げられることのあることのあるものを含む。」

しょうがいしやて ちよう も かた
○障害者手帳をお持ちの方

じようき て ちよう ながび びようき とう せいかつ
○上記の手帳はもっていないが、長引く病気やけが等により生活のしづ
らさなどがある方 (日常生活に支障が生じている方)

つぎ かた て ちよう かた ちようさ たいしょう
<次のような方は、手帳をもっていない方でも調査の対象とする>

- ①め がねとう き き しよう み こんなん ともな
眼鏡等の機器を使用しても、見ることに困難 (difficulty) を伴う
- ②き こんなん ともな
聞くことに困難を伴う
- ③ほ こう かいだん のほ お こんなん ともな
歩行や階段の上り下りに困難を伴う

④ ^{おも} ^だ ^{しゅうちゅう} ^{こんなん} ^{ともな}
思い出すことや集中することに困難を伴う

⑤ ^{にゅうよく} ^い ^{ふく} ^{ちやくだつ} ^み ^{まわ} ^{こんなん} ^{ともな}
入浴、衣服の着脱のような身の回りのことに困難を伴う

⑥ ^{おんせい} ^{ことば} ^{しやう} ^{いし} ^{そつう} ^{たと} ^り ^{かい} ^り ^{かい}
音声による言葉を使用して、意思の疎通（例えば、理解したり、理解
してもらうこと）に ^{こんなん} ^{ともな}
困難を伴う

⑦ ^{もの} ^{もちあ} ^{ちい} ^{ようき} ^{かいへい}
ものの持ち上げや小さなものをつまむこと、容器の開閉をすることに
^{こんなん} ^{ともな}
困難を伴う

⑧ ^{にちじやうてき} ^{だつりよくかん} ^{つか} ^{いた} ^{けいぞく}
日常的な脱力感、疲れやすさ、しびれ、痛みが継続する

⑨ ^{きんせんかんり} ^{にちじやう} ^{いし} ^{けつてい} ^{こんなん} ^{ともな}
金銭管理や日常の意思決定に困難を伴う

⑩ ^{げんかく} ^{もうそう} ^{やくぶつ} ^い ^{ぞん} ^た ^{せいしん}
幻覚・妄想、そう・うつ、けいれん、薬物などの依存その他の精神の
^{しょうがい}
障害がある

⑪ ^{たいじんかんけい} ^{こんなん} ^か ^{きやうみ} ^{かつどう}
対人関係やコミュニケーションの困難さ、パターン化した興味や活動、
^よ ^か ^{のうりよく} ^{けいさんりよく} ^{とつか} ^{こんなん} ^ふ ^{ちゆうい} ^た ^{どう} ^{しょうどうてき}
読み書き能力や計算力など特化された困難さ、不注意、多動・衝動的
^{こうどう}
な行動のいずれかがある

⑫ ^{がいしゆつ} ^{とうこう} ^{ぎやうじ} ^{ひと} ^で ^{こんなん}
外出、登校、行事など人のいるところへ出かけることに困難がある

⑬ ^じ ^{どう} ^{さいみ} ^{まん} ^ば ^{あい} ^{はつたつじやうきやう} ^{とくべつ} ^し ^{えん} ^{はいりよ}
児童（18才未満）の場合、発達状況などからみて特別の支援や配慮
^{ひつよう}
を必要としている

⑭ ^{はつたつじやうがい} ^{こうじ} ^{のうき} ^{のうじやうがい} ^{しんだん} ^{ほう}
発達障害、高次脳機能障害と診断された方

^{さんこう}
【参考2】

上記の例示は、ワシントングループが障害統計に関し国勢調査用等に作成した

質問内容（six question set）等を参考に例示した。なお、ワシントングループは、

「国連障害測定に関する国際セミナー（2001年6月）」において障害データが国際

比較できるような統計的・手法的作業が国際レベルで必要とされたことから、非公

式・一時的に組織された市民の集まり（CITYGROUP）であり、会合はこれまでに10回

行われその概要が国連統計委員会に報告されている。